

平成27年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 12 月 会 議 会 議 録 (第 5 日)

議事日程 (第 5 号)

平成27年12月18日 午前10時00分開議

日程第 1	議案第76号	長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 2	議案第77号	壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 3	議案第78号	壱岐市税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 4	議案第79号	壱岐市奨学金貸与条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 5	議案第80号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 6	議案第81号	刈田院地区圃場整備事業に伴う字界変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 7	議案第82号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 8	議案第83号	渡良 B 辺地 (変更)、原島辺地 (変更)、渡良 A 辺地、大島辺地、長島辺地、箱崎本村辺地、湯岳辺地、筒城辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第 9	議案第84号	平成 2 7 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 8 号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第85号	平成 2 7 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第86号	平成 2 7 年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第87号	平成 2 7 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第88号	平成 2 7 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第 2 号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件		原案のとおり 決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第 5 号に同じ)

出席議員（15名）

1 番	赤木 貴尚君	2 番	土谷 勇二君
3 番	呼子 好君	4 番	音嶋 正吾君
6 番	町田 正一君	7 番	今西 菊乃君
8 番	市山 和幸君	9 番	田原 輝男君
10番	豊坂 敏文君	11番	中田 恭一君
12番	久間 進君	13番	市山 繁君
14番	牧永 護君	15番	深見 義輝君
16番	鵜瀬 和博君		

欠席議員（1名）

5 番	小金丸益明君
-----	--------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	川原 裕喜君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局書記	若宮 廣祐君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	土谷 勝君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	大久保敏範君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	西原 辰也君
会計管理者	平田恵利子君	建築整備課長	下條 健輔君
建設整備課長補佐	草場 昭生君		

午前10時00分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、報道関係者初め傍聴人の方をお願いを申し上げます。

傍聴に当たっては、議場入り口に竜崎市議会の傍聴規則の抜粋を明記しておりますので、御確認の上、遵守いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、報道関係者及び傍聴人の方は、傍聴席以外の議場に議長の許可なく入ることはできませんので、御了承いただきたいと思います。

議員、執行部職員に対し、休憩中も含め議場内で会話することができませんので、御了承ください。

竜崎ビジョンの視聴者の皆さんからも御意見をいただいておりますので、以上のことをお守りいただき議会運営に御協力をお願いいたします。

竜崎新報社ほか3名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

小金丸益明議員から欠席の届け出がっております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

御報告いたします。各常任委員会、議会運営委員会及び議会広報特別委員会の各委員会から、行政調査の報告書が提出されており、お手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第76号～日程第13. 議案第88号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第1、議案第76号長崎県市町村行政不服審査会の共同設置についてから、日程第13、議案第88号平成27年度竜崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）まで、13件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山和幸総務文教厚生常任委員長。市山委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） おはようございます。委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、竜崎市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、議案第76号長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について、審査の結果、原案可決。議案第77号竜崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 78 号 壱岐市税条例の一部改正について、審査の結果、原案可決。議案第 79 号 壱岐市奨学金貸与条例の一部改正について、原案可決。議案第 80 号 壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。議案第 85 号 平成 27 年度 壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。

以上であります。

○議長（鵜瀬 和博君） これから総務文教厚生常任委員長報告に対し質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 和幸君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。久間進産業建設常任委員長。久間委員長。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（久間 進君） おはようございます。委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

議案第 81 号 刈田院地区圃場整備事業に伴う字界変更について、原案可決。議案第 82 号 財産の無償譲渡について、原案可決。議案第 83 号 渡良 B 辺地（変更）、原島辺地（変更）、渡良 A 辺地、大島辺地、長島辺地、箱崎本村辺地、湯岳辺地、筒城辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定について、原案可決。議案第 86 号 平成 27 年度 壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。議案第 87 号 平成 27 年度 壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）、原案可決。議案第 88 号 平成 27 年度 壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）、原案可決。要望第 5 号「壱岐～福岡間の通勤・通学航路」運航についての要望は、さらに慎重な調査に時間を要するため、継続審査とした。

以上でございます。

○議長（鵜瀬 和博君） これから産業建設常任委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（久間 進君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。町田正一予算特別委員長。町田委員長。

〔予算特別委員長（町田 正一君） 登壇〕

○予算特別委員長（町田 正一君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第84号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）、審査の結果、原案可決。
以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） これから予算特別委員長報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（町田 正一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから議案第76号長崎県市町村行政不服審査会の共同設置について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第76号長崎県市町村行政不服審査会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号壱岐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第77号壱岐市行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号 壱岐市税条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第 78 号 壱岐市税条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号 壱岐市奨学金貸与条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第 79 号 壱岐市奨学金貸与条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号 壱岐市介護保険条例の一部改正について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 80 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第 80 号 壱岐市介護保険条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号 刈田院地区圃場整備事業に伴う字界変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８１号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第８１号刈田院地区圃場整備事業に伴う字
界変更については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８２号財産の無償譲渡について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８２号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第８２号財産の無償譲渡については、委員
長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８３号渡良Ｂ辺地（変更）、原島辺地（変更）、渡良Ａ辺地、大島辺地、長島辺
地、箱崎本村辺地、湯岳辺地、筒城辺地及び池田辺地に係る総合整備計画の策定について、討論
を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８３号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第８３号渡良Ｂ辺地（変更）、原島辺地
（変更）、渡良Ａ辺地、大島辺地、長島辺地、箱崎本村辺地、湯岳辺地、筒城辺地及び池田辺地
に係る総合整備計画の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８４号平成２７年度壱岐市一般会計補正予算（第８号）について、討論を行いま
す。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８４号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長
の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第８４号平成２７年度壱岐市一般会計補正

予算（第８号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８５号平成２７年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８５号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第８５号平成２７年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８６号平成２７年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８６号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第８６号平成２７年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８７号平成２７年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第８７号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第８７号平成２７年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第８８号平成２７年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第２号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 88 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第 88 号平成 27 年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14. 委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第 14、委員会の閉会中の継続審査・継続調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査・継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・継続調査とすることに決定しました。

以上で予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りします。12 月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（鶴瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了しました。

ここで、白川市長から、4 庁舎耐震診断結果についての報告の申し出があっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本会議のお時間をいただきまして、4 庁舎の診断結果等について御報告を申し上げます。

本年 4 月 26 日に実施いたしました庁舎建設に関する住民投票の結果を受け、私は、新庁舎の

建設を行わず、現在の庁舎を改修して活用する方針を市議会に御提案し、御了承いただきました。その後、５月１１日の５月会議において、耐震診断業務委託費の補正予算の議決をいただき、６月から４庁舎の耐震診断を実施してまいりました。結果、４庁舎とも耐震改修工事が必要であるという報告を受けたところであります。

今後、この耐震診断結果及び各庁舎の現状や課題について検討を行い、建設部建築整備課で耐震改修に係る基本計画を策定することといたしております。この基本計画策定後に実施設計を行い、改修等の工事については、平成３０年度完了に向けて取り組んでいくことといたしております。

本日は、この耐震診断結果等の内容及びスケジュール等について建設部長から説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

〔建設部長（原田憲一郎君） 登壇〕

○建設部長（原田憲一郎君） 今、市長から説明がありましたように、庁舎の耐震診断業務委託費用については、５月１１日の５月会議で補正予算の議決を得まして、６月から１１月にかけて耐震診断を行いました。その結果について取りまとめましたので、御報告いたします。

耐震診断とは、既存建物の大地震時における耐震安全性を評価し、補強の可否を判定することです。この大地震とは、震度６強から７程度を想定しております。診断は、建物が保有する耐震性能を評価し、昭和５６年６月以降の現行の耐震基準と比較して判定を行うことで、各種の基準や指針等に準拠して行います。

お手元に配付しております耐震診断結果一覧をご覧くださいと思います。Ｉｓ値、構造耐震判定指標は、４庁舎とも竜崎市地域防災計画の防災拠点施設としての位置づけで診断を行いました。一覧表の５行目にＩｓ値を庁舎ごとに最低値を記載しております。その結果は、郷ノ浦庁舎が０．３０、勝本庁舎が０．３７、芦辺庁舎が０．５５、石田庁舎が０．４１となりました。

次に、コンクリート圧縮試験強度結果についてですが、躯体コンクリートが設計基準値を満足するかどうかの確認を行いました。その基準値は１平方ミリメートル当たり２１ニュートンとなっておりますが、各庁舎の最低値は、郷ノ浦庁舎２３．４７、勝本庁舎２２．６０、芦辺庁舎２９．２０、石田庁舎が２１．９７で、４庁舎とも圧縮強度が設計基準値を上回っておりますので、躯体コンクリートの劣化は見受けられませんでした。

次に、コンクリートの中性化試験結果について説明いたします。まず、中性化の意味についてですが、空気中の二酸化炭素や水がコンクリートの小さな穴やすき間から浸入することによりまして、水酸化カルシウムが炭酸化して、コンクリートが酸化することで鉄筋がさび、その膨張力

によってコンクリートが破壊される現象のことを言います。躯体コンクリートの劣化状況を確認するための試験の一つになります。今回の診断では、4庁舎とも中性化は認められませんでした。

最後に、診断結果について説明いたします。郷ノ浦庁舎は、屋上にある塔屋立ち上がり壁の耐力が不足しておりまして、また、玄関上部のひさし部分の耐力が不足している点などが上げられました。

勝本庁舎は、1階から2階まで全体的に耐力不足となっております。

芦辺庁舎は、2階の廊下が大地震時の震動によって落下するおそれがあります。また、外壁のタイルやモルタルなどに浮きやひびが見受けられ、雨水などが躯体へ浸入することにより、今後、構造体の強度の低下が予想されます。

石田庁舎は、外壁に設置しているひさしの厚さが不足している上に、端部には目地を設けているため、さらなる耐力の低下を招いている状況です。このひさしは、大地震時の震動によって落下するおそれがあるため、改修時に撤去の必要性があります。また、雨漏りが確認された屋根は中空のボイドスラブを用いておりまして、その中空部には雨水がたまっている可能性が考えられ、改修設計に伴う詳細な調査では、屋根全面に対して行わなければならない状況になると報告を受けております。

このボイドスラブは中間に大ばりがありませんので、診断結果4に記載しておりますように、仮にそのたわみが大き過ぎたり耐力不足が判明した場合には、改修が非常に困難で、屋根の大部分を撤去する可能性があるという見解が示されました。

さらに、5に記載しておりますように、2階の床に大きなひび割れが発生しており、改修設計に伴う調査において、想定以上の変形が判明した場合には、大ばりを支えるための基礎と柱を新しく設ける補強方法となりまして、長期間にわたり庁舎が使用できない状況になる可能性があります。

各庁舎の耐震診断結果の総括としまして、4庁舎とも耐震診断判定指標値を下回っておりますので、防災拠点施設として必要な耐震性能を満たすための改修工事が必要であると判断しております。

今後は、市長が行政報告の中で申し上げましたように、耐震診断結果及び各庁舎の現状や課題について検討して、今年度末までに建築整備課で基本計画を策定いたします。基本計画策定後に実施設計を行いまして、改修などの工事を平成30年度完了に向けて取り組んでまいります。今申し上げましたスケジュールについては、現時点で考えているものですが、お手元に配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

庁舎等の整備に関しまして、課題や利便性などを調査したり検討したりするため、このたび竜崎市庁舎等整備検討委員会を設置しました。委員長には市長の職務を代理する第1順位の副市長

である中原副市長、副委員長には第2順位の笹原副市長、そして久保田教育長、総務部長を当て、委員としまして各部長などで構成しております。

今申しました耐震診断結果一覧、スケジュール、竜崎市庁舎等整備検討委員会設置要綱は、お手元のタブレットの12月会議のところに載せておりますので、後もってご覧いただければ幸いに存じます。

以上で、耐震診断結果の報告を終わります。

〔建設部長（原田憲一郎君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） ただいまの報告について質疑を行います。質疑ありませんか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 耐震診断結果は大方予想されたとおりで、報道機関や議員の中には、80年もつとか、100年もつとか言うところの報道機関もありますけれども、現状は散々たるありさまで、現状において特に一番心配されるのは、石田庁舎の状況なんですけど、これ仮庁舎をつくって、屋根の撤去まで含めて工事をするとなると、本当にもうぶっ壊して、新しくしたほうが安く上がるんじゃないかと、正直言って、思うんですが、これで耐震の工事をしたからといって庁舎の寿命が特に延びるわけでもありません。前の庁舎のときに、この耐震工事だけで概算で大体20億円程度かかるだろうと言われたんですが、そういうことも踏まえて、ちょっとお尋ねします。

まず、大体、このI s値0.3未満であれば、大体震度6の地震の揺れで倒壊すると言われてますけれども、この0.3のI s値を耐震の工事で大体どのくらいまで持っていけば、一応基本的には安全なのかと、防災拠点としてふさわしいのかどうか、まずそれもお答えいただきたいと。

2番目に、この20億円の財源です。合併特例債を使うのであれば、当然、期限内に、延期された期限内にこの工事が完成しておかないといけないんですが、この計画ではそういうふうになってますけれども、本当に4庁舎がこの計画どおりできるのかどうか、スケジュール的にも非常に無理じゃないかと思えます。

それから、3番目に、一応石田庁舎が多分一番最初にやって、次、郷ノ浦庁舎、勝本、芦辺と、そういう順番ですとやっていかれると思うんですが、正直言って壮大な無駄遣いに思えてなりません。これこそが本当の無駄遣いじゃないかと私は思っているんですが、市長の考え方を、もちろん住民投票も受けて、今さら新しい庁舎をとというのは、私はもうそれは提案できないと思いますが、率直な意見を求めたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） まず、1点目の御質問の0.3をどれだけ上げればということでございますけれども、まず防災拠点施設は、たとえ周辺の建物が被災しましても、初動対応や応

急対応が支障なく開始できる活動拠点施設としての機能を確保するため、建物や設備に被災を受けないことが最も大切な条件になっております。このために、今、0.3とおっしゃいましたけれども、国のほうでは、国交省ではI s 値を0.6まで持ってくほうが望ましいということになっておりまして、防災拠点施設としての位置づけになりますと、これの1.5倍、0.9以上の性能を持ったほうが望ましいという数値が示されておりましたので、これらに向けて改修設計を行ってまいりたいと考えております。

それと、2点目に財源については、おっしゃったように、合併特例債を充てまして、その活用期限が平成30年度になっております。これらに向けて、先ほど説明しましたように、庁舎等整備検討委員会、この中でも検討を重ねながら、この期限内に改修できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（鶴瀬 和博君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は、4月26日の住民投票に向けて、60%以上の投票率をいただいたならば、無条件でその結果に従うと申し上げてまいりました。結果として63.67%という高い投票率をいただきまして、そのときに建設反対という意見が圧倒的でございました。そこで、その日に私は、約束どおり住民の皆さんの御意見を尊重するということを申し上げ、建設をしないと、改修で対応すると申し上げてまいりました。現時点でこの考えに変更はございませんし、住民皆様とお約束したことですから、私からこのことを変更するということはございません。

○議長（鶴瀬 和博君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） 建設部長のほうにお尋ねしたほうがいいと思うんですが、例えばこれ石田の、ちょっと極端な、一番強度が不足しているのは多分石田庁舎だと思うんですが、その石田庁舎をこの状況、もう屋根の撤去まで含めて、屋根の大部分が撤去になる可能性があるような、こういうところを耐震工事して使って、これはもっても、多分もう築四十何年ですから、あともっとも10年か15年しかもたんのに、これで恐らく仮庁舎まで入れると数億円単位の改修工事になると思いますけれども、これだったら新築したほうがはるかに安上がりじゃないかと。私は基本的に素人考えですけども、私は別に建築の専門家ではありませんけれども、普通に考えれば、これ耐震補強工事にしても10年、工事をしても10年か15年しかもたんようなやつを、だったら、もう今のうちに、これ今のうちに建てかえて、特例債を同じように使って建てかえてやったほうがはるかに住民の負担は将来にわたって少なくなると思うんですが、石田庁舎が一番顕著なんで例をとりますけれども。

この改修工事を、これ本当にやろうと思ったら、仮庁舎の建設まで含めると、財源的には、もう概算で結構です、建設部長なので、大体どのくらいかかるのか、教えてもらえませんか。

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 先ほど説明の中で申し上げましたけれども、今、耐震改修に伴います診断をしたわけでございますけれども、その詳細調査はこれから行わなければならない状況でございます。今、耐震診断結果の状況では、ここがこういうふうな状況で危険である、おそれがあるとか、可能性があるというふうな表現で出ております。この部分を重点的に平成28年度の当初予算で事前調査を行いまして、その結果でないと、概算というか、その辺がはじけませんので、御理解をお願いしたいと思います。その結果を踏まえまして改修設計にどれだけ反映していくか、その辺も今後煮詰めていきたいと考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） このスケジュールを見ると、28年度そのようになっています。なっていますが、まず一つは、29年度、30年度、この2年間で、これは合併特例債の期限があるので、この年までに終了せないかんですが、この2年間でこれ全部できるんですか、4庁舎が。僕は非常に心配しています。

それから、大体、詳細な予算については28年度の当初ぐらいにしか多分出ないと、それは今からどのくらいの工事をせないかんかもわからんし、詳細な調査がもちろん必要なのはわかりますけれども、前、庁舎の行政が出した文書の中には、この耐震の工事だけでも20億円という試算が出ったんです。本当にそれで足りるのかどうか。僕は、石田庁舎だけでも相当な金がかかりますよ、これ全部やろうと思ったら。今はもう建てかえたほうが、ぶっ壊して建てかえたほうが安く上がるんですよ。もうそんな時代なんです。

あと、スケジュール面だけは、詳細についてはもう来年度の当初予算で出ますので、そのときにもう1回、僕もこれ聞きますけど、徹底して。スケジュール的にこの4庁舎を2年間で、30年の合併特例債の期限までに間に合うのかどうか、そこだけお答え願えますか。

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 町田議員のお話の中でありましたけれども、検討委員会の中で市民にチラシを配布した際の約20億円という費用については、これは先進地の状況などの平均値をとって、当市に置きかえて算定した額でございます。

それから、4庁舎の耐震が今後2年間のうちに、合併特例債の期限内のうちに終わるのかということでございますけれども、現段階では私たちはそのスケジュールを反対に、もう後が決まっておりますので、前倒しして頑張って努力する、そのことで取り組んでいきたいと考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 4回目になりますが、重要案件ですので、これを許します。

○議員（6番 町田 正一君） 部長は御存じのとおり、東北大震災後、建設資材が非常に高騰しました、人件費も含めてですね。民間のある施設をつくるときには、要するに型枠工とか左官さんとか、そんな専門職が老朽にはほとんどいないと。だから、ほとんど最後のほうは深夜まで勤

務してスケジュールのおくれ、工程表のおくれを取り戻した状況です。今度、東京オリンピックもありますよ。僕は、それを考えると、これ予算規模がどのくらい膨らむか、わからないと、非常に危惧しております。

しかも、このスケジュール表どおり、前倒して、合併特例債の期限に合わせて、そのスケジュールの前倒しですずっとやってますけれども、本当に人が集まってできるのかどうか、非常に危惧してます。

最後なんで、別に答弁は要りませんけれども、また当初予算が出たら、この点については僕も詳細にこれ聞きます。本当にできるのかどうか、こんな工事がですね。僕は、これこそが壮大な無駄遣いだと思ってます、幾ら合併特例債が使えるとはいえ。また、市民の方からいろいろまた批判もあるでしょうけれども、こんな無駄遣いが行政としてあっていいわけがないと、もう行政の姿勢として、僕は本当にそうと思ってます。

以上で終わります。

○議長（鶴瀬 和博君） 町田議員、答弁いいですか。

○議員（6番 町田 正一君） いいです。

○議長（鶴瀬 和博君） ほかに質疑ありませんか。13番、市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今、町田議員から石田庁舎についていろいろ質問があっておりますけれども、まず第一に、これは非常に、ひさしの部分、一番大きいのはスラブの部分、いろいろございますけれども、こうなりますと、これはとてもその中で仕事ができないというふうに私は思っておりますが、28年度いっぱいにはこれは仮庁舎をつくらないかんのやないかと思っております。そういうことで、どういう計画をされておるのかどうか。

そして、振興局がワンフロアで2階に入っておりますが、それについてはどのような計画をされておるのかどうか。

それから、芦辺庁舎についても、これは2階の、これは片持ち廊下の下床が危ないと書いてありますが、これは2階の廊下のことですかね。そうなりますと、また仕事の下ができませんね。そうしたときに、仮事務所、そうしたことについては考えてあるのかどうか、お尋ね、まず1点それをお願いします。

○議長（鶴瀬 和博君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 今の市山議員の御質問ですけれども、1点目のスラブの撤去、この部分が出てくるから、仮庁舎の必要性があるんじゃないかということでございますけれども、これも本当の詳細設計、これに組み込んで、そこの中で検討していかなければなりませんので、現段階で仮庁舎を先に建てるというようなことも、きょうの段階ではちょっと答弁ができませんので、御理解をお願いしたいと思います。

それと、2階の振興局については、総務部長のほうからよろしいでしょうか。

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 仮庁舎の関係でございますけれども、郷ノ浦庁舎の場合を考えましたときに、じゃあ、どこを使えるのかということも検討してみました。その際に、振興局の中で別館、前の福祉事務所がございますけれども、そこも使えないかというようなことで検討いたしましたところ、協議をいたしましたところ、振興局につきましては、平成29年度に庁舎の天井の改修工事をする。現在、耐震化工事の中で、窓のはりとか、そういうところに筋交い等をつけまして耐震化工事されておるわけでございますけれども、防災拠点施設となりますと、天井の部分までやりかえないと、できないということで、その工事を29年度に計画しておるので、その時点で仮の事務所として旧福祉事務所を使いたいということで、その分は使えないというようなことが出たわけですが、仮事務所につきましては、できるだけ現在ある施設を活用できないか、そういうことも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。（「石田」と呼ぶ者あり）

石田の場合には、現段階で考えられますのは（発言する者あり）今、ワンフロア化で水産課、農林課等が入っておりますけれども、そのことにつきましては、今後、振興局とも、県とも、本庁を含めまして、どういうふうにするかというのを協議するということで、今お話をしているところでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） 今、建設部長は、調査の結果、それを見ながらということでございましたけれども、これに、診断に既に出ておるわけですね、スラブをやって、柱も当たらないかと。そうすると、スラブをあたればアンカーもとらないとやいかんわけですから、これ到底この中で仕事はできませんよ。そういうことをやっぱり早目に考えとないと、これは心配のおそれがあるぐらいならいいですけど、ここに書いてある、はりも当たらないとやいかん、柱も当たらないとやいかんということになりますと、大規模改修と一緒にすもんね。それで、そういうことはやっぱり早目に皆さん方は段取りしとったほうがいいというふうに考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 今おっしゃったように、大規模改修になると想定しております。これについては、今後、年度末に向けて庁内で基本計画を策定していくわけでございますけれども、その中できょうの御意見などを踏まえまして検討してまいりたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） 市山繁議員。

○議員（13番 市山 繁君） それで、郷ノ浦庁舎のことも出ておりましたけれども、これが筋交いで済むのか、壁量が足らんのか、そうしたこともやっぱりよく検討してやらないと、仕事の

業務に怠ると私は思っておりますので、その点は十分検討されて、それで仮事務所のことも、今、福祉事務所とおっしゃっておりますけれども、ほかのところもどうなるか。勝本町はここにありますから、大丈夫だと思っておりますけれども、早目にその点は検討していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに質疑はありませんか。今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 私も石田でございますので、石田庁舎が一番ひっかかるところでございますが、その仮庁舎とか仮の事務所を借りるとか、今ある施設を使うと、石田の場合、考えられるのが改善センターということをまず第一に考えてあるのではないかと思います。改善センターあたりは今市民がフル活用で大体使っております。そのときに住民サービス、市民が非常にその場所を使うのに困惑するというようなことになると思うんですね。そういうところを考えられて、住民サービスがなるだけ低下しないように、住民が困らないような方策で仮の事務所とか施設を検討していただきたいと思います。

それと同時に、石田は完全に仮のを考えないといけないわけですが、ほかに今、建設部長にお尋ねしますが、仮事務所とか仮庁舎を建てなければならない、今の4施設で、どことどことがそれが必要だと思っていらいっしゃいますか。

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 現段階でどこどこということは回答を避けたいと思っておりますけれども、先ほど市山議員のお話の中でもありましたように、郷ノ浦庁舎とかは非常に狭隘でございます。それと、石田庁舎の件、そこも非常に難しい工法になるわけでございますけれども、そういったところが、そういったシェアとしてなるんじゃないかなろうかと思っております。今後、先ほど申しましたように、年度末に向けまして、庁内で基本計画を策定します。その中で煮詰めてまいりたいと考えております。

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃議員。

○議員（7番 今西 菊乃君） 即答は無理だとは思いますが、結局、仮庁舎とか仮事務所とかをつくって工事をする期間というのは2年間なんですよね。29年、30年度なんですよね。本当に住民の方がサービス低下にならないように、また支所の連携がなかなかとりにくいとかいうようなことがないように、そこのところを考えられて進めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに質疑はありませんか。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 仮庁舎の件がいろいろ議題に上がっておりますが、これは壱岐市庁舎整備検討委員会が設置されるようでありますので、その中で、今、各中学校の空き校舎もご

ざいます。そうしたことも十分考慮に入れながら、委員会の中で検討されてはいかがかというふうに考えております。一応これはあくまでも提案でありますので。

○議長（鵜瀬 和博君） 原田建設部長。

○建設部長（原田憲一郎君） 貴重な御提案でございます。その辺も含めまして検討委員会の中で調整を、調整といいますか、検討を重ねてまいりたいと思っております。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

今回の耐震結果を受けて、議員の皆さんからそれぞれ御提案並びに懸案事項等意見が出ております。十分、庁舎改修基本計画策定においては、そういった仮庁舎も含めた内容の協議を十分していただきまして、あわせて詳細調査もしていただき、来年の春ぐらいにはその辺の報告ができるように、十分、議会に対し、また市民に対しても随時報告をお願いするよう議長から一言申し添えておきますので、よろしくお願いします。

これで、この件につきましては終了したいと思います。

○議長（鵜瀬 和博君） ここで、白川市長から挨拶の申し出がっておりますので、発言を許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 12月4日から本日まで15日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議を賜り、また、さまざまな御意見や御助言を賜りまして、まことにありがとうございました。賜りました御意見等につきましては、十分尊重し市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年も残りわずかとなりました。この1年を振り返ってみますと、本年は壱岐市の新しい胎動を感じる年であったと思っております。

まず、4月1日には、市の最重要施策として取り組んでまいりました壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入が実現し、長崎県壱岐病院としてスタートいたしました。これは長崎県、壱岐医師会、議会、そして市民皆様の多大な御理解のたまものであります。長崎県壱岐病院が将来にわたって壱岐市の地域医療の中核を担う病院として必要な医療サービスをさらに安定的に提供できるものであり、今後も長崎県壱岐病院、そして壱岐医師会と連携を図りながら、地域医療のさらなる充実に取り組んでまいります。

また、同じく4月1日には、三島小学校の長島分校と原島分校を大島本校に統合し、大島本校を新生三島小学校として新たな歩みを始めました。50年続いた本校、分校の3校体制でありま

したので、三島地区の皆様にはさまざまなお考えや思いがあったことと思いますが、将来の子供たちのことを第一に考え、地域皆様と保護者皆様が導き出した答えであると受けとめております。

また、4月24日には、文化庁が新たに創設した日本遺産に壱岐の島が全国18カ所の地域のうちの一つに認定されました。「国境の島、壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」というタイトルで全国初の日本遺産の中に壱岐が選ばれたことを大変意義深く思っております。今後、壱岐の多彩な観光素材である古墳や神社仏閣といった歴史文化遺産とあわせて魅力ある壱岐の情報発信を行い、官民一体となって交流人口の拡大、誘客活動などに努めてまいります。

12月2日には、壱岐交通株式会社様が日本遺産関連のラッピングバスの運行を開始いただいたところであります。

また、ただいまも申し上げましたが、4月26日には、市の政策にかかわるものについては初めてとなる庁舎建設に係る住民投票を実施いたしました。議員皆様と協議、議論を重ねてまいりましたが、市民皆様のお考えをお聞きするため住民投票を実施し、その投票結果を踏まえ、新庁舎の建設を行わず、現4庁舎を耐震補強することとし、そのスケジュールについて本日、御説明したところであります。投票率が63.67%と、多くの市民皆様に投票いただきましたことを、ここに改めてお礼を申し上げます。

6月27日には、朝来市との友好都市の提携を行いました。今後も活発な交流に努め、互いの地域の振興と活性化につなげてまいります。

9月1日には、国の地方創生人材支援制度により笹原副市長に御就任いただきました。現在、まち・ひと・しごとの急先鋒として精力的に取り組んでおります。

10月1日には、壱岐市特別養護老人ホームとデイサービスセンターを閉所し、社会福祉法人壱心会に経営移譲いたしました。壱心会のネットワークを生かし、理学療法士や柔道整復師、鍼灸師などの派遣を行っていただけるとのことで、さらなる高齢者福祉の充実につながるものと期待をいたしております。今後、平成30年度末までに、現在と同規模の新しい施設を建設していただくことと、地域振興策として御提案いただいております旧鯨伏中学校を利用した介護福祉士の専門学校の平成29年4月開校についても、大いに期待するところであります。この介護福祉士の専門学校の開校が実現すれば、外洋離島にあつては新潟県佐渡島に次いで全国で2番目になると思っております。

また、社会福祉法人和光会が旧箱崎中学校の校舎を解体した上で新しい施設をつくられ、島外の重度身体障害者、壱岐の方で島外にいらっしゃる方ですが、40名程度を受け入れる計画となっております。本市におけるさらなる福祉の充実とともに、雇用の確保にもつながるものと期待をいたしております。

このほかにも、富士ゼロックスがコミュニケーション技術を活用した未来志向型ワークショッ

プを通じ、市民皆様と行政が現状の課題を共有し、お互いの思いに共感して、壱岐の未来を創造する「壱岐なみらいプロジェクト」等、新たな取り組みも始めたところであります。

また、広告代理店大手の電通から、観光に対するさまざまな御提案もいただいております。

さらに、大学との連携において、法政大学の外国人留学生のインターンシップ派遣先として本市が選定され、一定の期間、外国人留学生の受け入れを行い、インバウンドの促進、産業の振興並びに地域社会の発展を担う人材育成と教育研究の向上を図るための連携協定の締結式を本日午後行うことといたしております。来年1月から2月にかけて留学生1名の派遣が予定されておるところでございます。

このように、冒頭申しました、本年は新しい壱岐市の胎動を感じた年であったと思っております。これからも壱岐市の未来のため、そして将来を担う子供たちのため、議員皆様とともに、さらなる熱意を持って精いっぱい市政運営に取り組んでまいりますので、市民皆様、議員皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

これから年末年始にかけ大変多忙な時期でございますが、市民皆様並びに議員皆様におかれましては、健康に十分御留意され、健やかに輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 私からも閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

市民の皆様におかれましては、ことし一年、壱岐市議会に対しまして御理解、御協力をいただき、まことにありがとうございました。私も壱岐市議会の議長就任以来、国境離島新法早期制定に向け、谷川代議士を初め、金子参議院議員、地元選出国會議員の先生方が努力されている取り組みに対し、全力を挙げて後押しすることが壱岐市議会の第一使命と考え、努力をしてまいりました。

しかし、皆さんも御承知のとおり、安保関連の法案をめぐる情勢等の影響により、法案の制定には至っておりません。今後も引き続き国會議員の先生方を全力で後押しし、努力してまいりますので、議員皆様、そして市民皆様の御理解、御協力をよろしくお願いしたいと思います。

また、今後とも議員一同、タブレット導入、活用など、議会改革に取り組んでまいります。

本年も残りわずかとなり、これから寒さも厳しくなります。議員皆様初め、市民皆様にはくれぐれも健康に御留意され、御健勝にて明るい新年を迎えられますよう心から祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、平成27年壱岐市議会定例会12月会議を終了いたします。

ここでお諮りします。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成27年壱岐市議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、本日をもって平成２７年壱岐市議会定例会を閉会します。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前11時03分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

署名議員 今西 菊乃

署名議員 市山 和幸